

副管理者決定  
制定 平成16年 9月 7日  
一部改定 平成27年11月 9日  
一部改定 平成28年 5月31日

## 東京二十三区清掃一部事務組合工事施行の適正化重点点検実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年11月27日法律第127号。以下「適正化法」という。）第16条の規定に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合が発注する請負工事の適正な施工体制の確保の徹底を図る目的で、現場施工体制等確認のための現場立入点検（以下「点検」という。）の実施に係る必要な事項について定める。

### (点検者)

第2条 点検の実施者（以下「点検者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 工事等主管課長会構成員  
（工事等の設計施行及び監督を業務とする本庁課長）
  - (2) 前号の者が点検を行うことが困難な場合は、前号の者が指名する係長級職員を代理とする。
- 2 点検を実施する請負工事の総括監督員又は主任監督員は、前項の点検者から除くものとする。

### (点検の実施時期)

第3条 点検は年度ごとに2回程度、任意に時期を定めて実施する。

### (点検対象工事)

第4条 適正化法第15条第1項により読み替えて適用される建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第24条の7第1項により、施工体制台帳等の作成が義務付けられている請負工事を点検対象工事とする。

- 2 事務局は、前項の点検対象工事の請負業者へ、本点検の目的等を事前に周知する。
- 3 事務局は、点検対象工事の中から、点検を実施する工事について任意に抽出を行い、点検実施前に当該工事の総括監督員へ書面により点検の実施について通知する。

### (点検の実施)

第5条 点検者は、請負工事ごとに、施工体制確認点検表（別記第1号様式以下「点検表」という。）の各項目について第6条に定めるところにより点検を行う。

### (点検の内容及び方法等)

第6条 現場立入点検は次の各号に掲げる内容等について、書類等の確認及び監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）への聞き取り調査等により点検を行う。

- (1) 監理技術者等の配置状況
- (2) 施工体制台帳等の書類整備状況

- (3) 請負者（元請負人）の下請負工事への実質的関与
  - (4) 下請負業者の使用状況
  - (5) 標識等の掲示状況
  - (6) その他必要な内容
- 2 前項の点検は、点検を実施する請負者へ事前の通告をすることなく行う。
  - 3 点検の実施にあたっては、当該工事の担当監督員又は主任監督員の立会いのもとで実施する。

（点検の結果）

- 第7条 点検者は、点検完了後に当該工事の総括監督員に報告書（別記第2号様式）により点検結果について報告する。
- 2 点検者は、点検の結果、軽微な不備や問題点がある場合は当該工事の総括監督員に、指示書（工事施行規程実施細目様式第11号）又は改善要請書（工事施行規程実施細目様式第12号）の発行及び、点検結果を工事成績評定へ反映させることを依頼書（別記第3号様式）により依頼する。
  - 3 点検者は、点検の結果、多くの不備や問題点がある場合は、再点検を実施する。
  - 4 点検者は、第3項の再点検の実施にあたっては、第2項の依頼書により、当該工事主管課が指示書又は改善報告書を発行した後に実施する。
  - 5 点検者は、点検の結果、一括下請負の疑義がある場合は、再点検を実施する。
  - 6 前項及び第3項の再点検の実施にあたっては、当該工事における総括監督員の立会いのもとで実施する。
  - 7 点検者は、第3項の再点検を実施した結果、改善が認められない場合は、当該工事の総括監督員に建設業許可行政庁へ通知することを依頼書（別記第3号様式）により依頼する。
  - 8 点検者は第5項の再点検を実施した結果、一括下請負と疑うに足りる事実がある場合は、当該工事の総括監督員に建設業許可行政庁へ通知することを依頼書（別記第3号様式）により依頼する。
  - 9 当該工事の総括監督員は、点検者に依頼の実施内容について、回答書（別記第4号様式）により回答する。
  - 10 点検者は、点検完了後に点検表等及びその他必要な資料を事務局に提出する。

（事務局）

- 第8条 本要領の実施についての事務局は、施設管理部技係課工務係とする。
- 2 事務局は、必要に応じ点検に立ち会う。

（点検結果のとりまとめ）

- 第9条 事務局は、年度ごとに点検結果をとりまとめ、その結果を関係各所に周知を図る。

（本実施要領の公表）

- 第10条 この実施要領は、請負者等へ周知する。

（その他）

- 第11条 この実施要領に定めのない事項は、必要に応じ工事等主管課長会で定める。

附 則

この要領は、平成16年 9月7日より施行する。

この要領は、平成27年11月9日より施行する。

この要領は、平成28年6月1日より施行する。